

美瑛町公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間終了の日までに美瑛町に意見書を提出することができる。

令和2年12月14日

美瑛町長 角 和 浩



1 都市計画の種類

用途地域

2 位置及び地域

縦覧に供する都市計画の図書のとおり

3 縦覧場所

美瑛町役場3階 建設水道課

4 縦覧期間

自 令和2年12月14日

至 令和2年12月28日